

マイナポイント延長に伴う、マイナンバーカード申請者に対するイチカポイント発行の中止について

令和4年9月30日

天理市

天理市民の皆さまには、平素市政にご協力賜り、ありがとうございます。

本市では、政府のデジタル行政の礎と位置付けられるマイナンバーカードの取得促進のため、2万円相当のマイナポイントの給付期間終了後（当初は、9月末までの予定）に、市独自で5,000円相当の「イチカポイント」給付を10月1日以降に予定していました。これは、申請時期により市民に不公平感が生じることを少しでも軽減し、市内事業所を合わせて支援することを目的としていました。

しかし、政府は全国的な取得率が十分ではないとの判断から、9月20日にマイナポイントの対象期間を12月末まで延長することを発表しました。本市をはじめ地方自治体には、何ら事前の連絡はありませんでした。

2万円分のマイナポイント給付が延長されることになったため、市独自に5,000円相当の「イチカポイント」を二重でお渡しした場合、9月末以前に取得された皆様との間で、逆に不公平な状況が生まれ得る事態となりました。

そこで、市広報紙「町から町へ」10月号で告知をしておきながら誠に申し訳ありませんが、マイナンバーカード申請者への「イチカポイント」給付は中止し、その分の財源は子育て世帯支援などの他の福祉施策に活用することと致します（※イチカポイントを活用することで、事業者支援の目的は継続します）。

政府の延長決定の後速やかにお知らせすべきところ、市民の皆さまにはご不快な思いをお掛けした点、重ねてお詫び申し上げつつ、ご理解のほどお願いいたします。